

地方分権一括法に基づき整備した条例（児童福祉関係）の見直しについて

平成29年（2017年）12月

横須賀市児童福祉審議会

地方分権一括法に基づき整備した条例の 見直しに関する答申案の作成にあたって

「地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）」（第1次、第2次）による児童福祉法の一部改正に伴い、国の省令で定められていた「児童福祉施設の設備等に関する基準」、「指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を、平成25年4月1日、本市の条例で決めました。

上記3条例には5年以内の見直しの規定があります。平成29年4月20日に市長からこの見直しについての諮問を受けたため、当審議会に設置された子ども育成分科会において、その内容について検討を重ねてきました。

これまでの検討を踏まえ、当該3条例を次のとおり見直すこととしました。

《見直した条例》

- 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例
- 指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例
- 指定障害児入所施設等の人員等に関する基準等を定める条例

【目次】

- ◆ 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の見直しの内容について 2～3
- ◆ 指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の見直しの内容について 4～5
- ◆ 指定障害児入所施設等の人員等に関する基準等を定める条例の見直しの内容について 6～7

◆ 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の見直しの内容について

1 条例名

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

2 見直しによる対応

見直しの結果、次のとおり一部改正をします。

【改正案】

現行	改正案
<p>(設備の基準)</p> <p>第44条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、<u>乳児室又はほふく室</u>、医務室、調理室及び便所を設けること。また、必要に応じ、調乳室及び浴室を設けるよう努めること。</p> <p>(2) <u>乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65㎡以上であること。</u></p> <p>(3) <u>ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3㎡以上であること</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第44条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、<u>乳児室(ほふく室を兼ねるものを含む。以下同じ。)</u>、医務室、調理室及び便所を設けること。また、必要に応じ、調乳室及び浴室を設けるよう努めること。</p> <p>(2) <u>乳児室</u>の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3㎡以上であること</p> <p>(以下略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第45条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、1人に、乳児2.57人につき1人以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児4.5人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児5.2人につき1人以上、満3歳以上</p>	<p>(職員)</p> <p>第45条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、1人に、乳児<u>おおむね</u>2.57人につき1人以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児<u>おおむね</u>4.5人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児<u>おおむね</u>5.2人に</p>

<p>満4歳に満たない幼児18人につき1人以上、満4歳以上の幼児27人につき1人以上を加えた数とする。</p> <p>3 市長が別に定める障害児の受け入れを行う保育所においては、前項に定める保育士の数のほか、当該障害児である乳幼児4.5人につき1人以上を置くこととする。</p>	<p>つき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児<u>おおむね</u>18人につき1人以上、満4歳以上の幼児<u>おおむね</u>27人につき1人以上を加えた数とする。</p> <p>3 市長が別に定める障害児の受け入れを行う保育所においては、前項に定める保育士の数のほか、当該障害児である乳幼児<u>おおむね</u> 4.5 人につき 1 人以上を置くこととする。</p>
---	--

3 改正の理由

第44条については、条例施行日以降、乳児室とほふく室を別々に設ける園がなかったため、現状に合わせるものです。

第45条については、職員の人数を算定するに当たり、四捨五入をしているため、条文整備を行うものです。

4 施行日

平成30年4月1日（予定）

◆ 指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の見直しの内容について

1 条例名

指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例

2 見直しによる対応

見直しの結果、次のとおり全部改正をします。

【改正案】

(基準)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号の規定による基準該当通所支援の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準並びに法第21条の5の18第1項及び第2項の規定による指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準については、第3条を除き、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。第3条において「省令」という。)(第54条の規定を除く。)で定める基準のとおりとする。

(申請者の要件)

第2条 法第21条の5の15第2項第1号の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の申請をすることができる者は、法人とする。ただし、病院又は診療所により行われる医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

(記録の整備)

第3条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録並びに障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しておかなければならない。

(1) 省令第21条第1項の規定による提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録

(2) 児童発達支援計画

(3) 省令第35条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 省令第44条第2項の規定による身体的拘束等に係る記録

(5) 省令第50条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 省令第52条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- 2 指定児童発達支援事業者は、会計に関する記録（指定児童発達支援の提供に係る障害児通所給付費等の請求に関するものに限る。）及び前項に規定する障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する記録をその完結の日から5年間保存しなければならない。
- 3 前2項の規定は、指定医療型児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者及び指定保育所等訪問支援事業者について準用する。

(その他の事項)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

3 改正の理由

この条例の内容は、市独自の内容が2つの条文のみであり、ほとんどが基準として示されている省令どおりとなっています。

今までは、省令の内容を書き写すことをもって、条例案を策定していましたが、「省令で定める基準のとおり」と規定することで、省令の改正に応じて、迅速に、正確に内容が条例に反映されるようにするものです。

4 施行日

平成30年4月1日（予定）

◆ 指定障害児入所施設等の人員等に関する基準等を定める条例の見直しの内容について

1 条例名

指定障害児入所施設等の人員等に関する基準等を定める条例

2 見直しによる対応

見直しの結果、次のとおり全部改正をします。

【改正案】

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の12第1項及び第2項の規定による指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準については、第3条を除き、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。第3条において「省令」という。）（第51条の規定を除く。）で定める基準のとおりとする。

（申請者の要件）

第2条 法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号の規定による指定障害児入所支援事業者の指定の申請をすることができる者は、法人とする。

（記録の整備）

第3条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録並びに障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しておかなければならない。

（1）入所支援計画

（2）省令第15条第1項の規定による提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録

（3）省令第32条の規定による都道府県への通知に係る記録

（4）省令第41条第2項の規定による身体的拘束等に係る記録

（5）第47条第2項の規定による苦情の内容等の記録

（6）第49条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 指定福祉型障害児入所施設は、会計に関する記録（指定入所支援の提供に係る障害児入所給付費等の請求に関するものに限る。）及び前項に規定する障害児に対する指定入所支援の提供に関する記録をその完結の日から5年間保存しなければならない。

3 前2項の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。

(その他の事項)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

3 改正の理由

この条例の内容は、市独自の内容が2つの条文のみであり、ほとんどが基準として示されている省令どおりとなっています。

今までは、省令の内容を書き写すことをもって、条例案を策定していましたが、「省令で定める基準のとおり」と規定することで、省令の改正に応じて、迅速に、正確に内容が条例に反映されるようにするものです。

4 施行日

平成30年4月1日（予定）